

靈感商法・靈視商法の被害への対応について(メモ)

河上 正二

2022. 10. 4

○政教分離原則は、もっぱら政治的課題であって、消費者問題として扱うのは適当でない。確かに政治と宗教との関係は、歴史上古くから存在することは事実である。しかし、現下の問題は、むしろ宗教や宗教団体の思想・教義や行為が民主主義の基本を危うくすることがないよう配慮することに尽きる。国家の宗教的・政治的・思想的中立性は大前提であり、そのもとで、個人の自由な選択・意思決定や信教の自由は保障される。

○信仰の自由・思想信条の自由は重要な価値として憲法上も保障されているものであるが、他の基本的人権に優位するものではない。思想や教義の内容ではなく、その行為や実践的活動が他者に及ぼす影響こそ評価される問題である。信仰の名の下に人権侵害をなすような問題行動は、決して許されるものではない。それは、他者的人格権・幸福追求権侵害にあたる違法行為というべきである。

○消費者契約法における4条3項8号は、議員立法で、あまり議論なく導入された。これまで同号に基づいて取消しが主張されたり、裁判所で取消しを認めた例は乏しい(相談現場でこれをてこに仲介をする可能性はある)。それにしても、取消権者自身が、未だマインドコントロールを受けて、自由意思を回復できていない状態の場合には、本人が自ら取消権行使することが期待できない。他方、家族など、本人以外の者が取消権を主張することは、私的自治への介入として、[法定代理権でもない限り]理論的に困難である(→むしろ無効規定を用意して不当利得返還請求か、不法行為[又はその特則]による損害賠償の方が適当)。なお、消滅時効の規定(7条)は、「追認できるときから」の解釈により回避できる。

○消費者契約法については、すでに抜本的改正に向けた議論が学説等で積み重ねられており、今回の靈感商法対応の小手先の改正で済ませることは、かえって不適当である。勿論、消費者契約法で対応できる部分については、対応する必要があるが(たとえば4条3項8号の要件の見直しや受皿規定の整備など)、取消権には上述のような限界がある。抜本的改正では、無効規定の策定等を試みるべきである。靈感商法との関係では、「宗教的勧誘であることを隠しての接近」が重要な要素になろう。【消費者庁】

○通販や訪販など、業態のうえで補足できる場合は、靈感商法も特定商取引法で捕捉することが可能である。その場合、取消権やクーリング・オフ等も利用できるが、業態や目的物との関係で、一般的には、信者側からの積極的な「寄進・寄付」は、特商法の適用から外れる可能性が高い。特商法に新たな類型を追加することができるかは、業態を始め要件策定の上で困難がありそうで、更に検討を要しよう。

【消費者庁】

○「寄付」・「寄進」・「お布施」などの法的性質については、学説の間でも見解は一致しないが、贈与説・準委任説・信託的譲渡説など、「契約説的把握」が比較的有力である。しかし問題は、金銭移転の具体的な状況ごとに評価しなければならず、契約説のみでの把握は不適切である(単独行為

・事実行為の可能性もある)。いぜれにせよ、一部で主張されているような、「喜捨・寄進」を、プレゼント+無主物先占・即時取得などで説明しようとする議論は、妥当でない。(宮下論文・小出論文も参照)

○寄付を「契約」とのみ考え、消契法でほぼ対応できるとの考え方は不適切である。単独行為であれば、公序良俗違反や暴利行為で無効となり、事実行為では不法行為の対象となる(その場合、多額の寄付を拠出させる行為の「違法性」を明らかにする必要がある。「禁止行為」などの策定)。刑事の恐喝罪・詐欺罪など他の制度とも総合的に組み合わせる必要がある。

○無効規定の策定には、民法債権法改正中間試案における民法 90 条の改正案の書きぶりが参考になる。できれば、この規定案を活かすことができないか(→民法の再度改正は無理とすれば特例法によるのが手取り早いかも)。

「90 条(2) 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情[を設定若しくは]があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする」

○相談事例にもあるように、多額の献金をすることで、自分はもとより家族の生活が破壊されるケースが多く見られる。例えば、貸金業法では年収の 3 分の 1 を超える貸付が禁止されており、また、割賦販売法では年収から生活維持費を引いた額の 9 割を利用限度額としている。これは、返済可能性を考慮したものであるが、同時に顧客の生活を破壊しないようにするために配慮したものであるとも考えられる。そこで、例えば、献金をするにしても生活を破壊するような額になることを防ぐために、年収の一定割合以上の献金を禁止し、その割合を超えた場合には、その超えた部分を無効とするという法制度を考えていくことも必要ではないか。(cf.宮下提案)

○消費者によって拠出された財産的被害の回復は、取消後の原状回復か、契約無効後の不当利得返還請求や債務不履行や不法行為を理由とする損害賠償請求によることになり、裁判例の多くでは不法行為法が利用されているのが現状である(第三者からの主張を可能にするにはこの方がよい→不当勧誘や禁止行為に対する違反で、不法行為の成立や「違法性の認定」を容易にすることが考えられる)。損害賠償の範囲や不法原因給付との関係等については、更に検討されるべきである。

○被害救済の観点からは、様々なチャンネルを通じて被害者をマインドコントロールの桎梏から解放することが重要である。さしあたり相談窓口の充実や専門家(心療科医師・公的心理師など)との連携が求められる。窓口での共有マニュアルの整備等が求められる(→相談・消費者教育・啓発・注意喚起の充実へ)。被害の未然防止の観点からも、消費者啓発や消費者教育が極めて重要。とりわけ宗教二世の被害は深刻である。靈感商法被害については相談窓口での相談対応や弁護士につなぐだけでなく、宗教二世への対応には、児童相談所での保護、就学・就労支援・職業訓練等の支援なども含まれよう。【厚労省】【消費者庁】

○宗教団体の解散命令、業務停止命令等については、宗教法人法(81 条 79 条)・公益財団法人法・会社法などに手がかりとなる規定はあるが、これまで発動された例は、わずかしかない(オウ

ム真理教、妙覚寺事件等)。とりわけ宗教法人法の活用に対して文科省は消極的態度を示しており、その姿勢には、猛省を促したい。調査権・資料請求権などを前提とした通知・改善命令・業務停止命令・解散命令などが整備されるべきであり、[立証の困難がネックになっているなど]場合によつては、新たな制度の法整備が望ましいのかもしれない。【文科省】

○寄付の募集等に関する「禁止行為」については、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律 17 条参照。もっとも、「適正な寄付」と「不正な寄付」の切り分けは、必ずしも容易ではないため、一定割合の寄付・献金を禁止するか、受領者側の行為態様に着目する無効規定・禁止規定を用意する方が良いかもしない。多額の献金・寄付をすることで、自分はもとより家族の生活が破壊されるケースが多く見られるが、例えば、貸金業法では年収の 3 分の 1 を超える貸付が禁止されており、また、割賦販売法では年収から生活維持費を引いた額の 9 割を利用限度額としているのが参考になる。これは、返済可能性を考慮したものであるが、同時に顧客の生活を破壊しないようにするために配慮したものであると考えられるからである。(宮下報告参照)

○海外、たとえば2002年フランスの「反カルト法・反セクト法」の要件などは参考になるが、具体的にカルト団体とそれ以外の宗教団体の切り分けは困難とされ、規制の執行をなすことは容易ではないと伝えられている(その意味で安易な模倣は危険である)。同法は、「**法的形態若しくは目的がなんであれ、その活動に参加する人の精神的又は身体的依存を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うあらゆる法人**」を指し、識別基準として次の 10 項目を掲げる。

①精神的不安定化、②法外な金銭要求、③元の生活からの意図的な引き離し、④身体の完全性への加害、⑤児童の加入強要、⑥何らかの反社会的な言質、⑦公序への侵害、⑧多大な司法的闘争、⑨通常の経済流通経路からの逸脱、⑩公権力への浸透の企て

そのうえで、このように危険な宗教・団体・組織を強制的に解散宣告する条件として、上記のように定義される団体かその指導者が「以下に挙げられる違反の一つ又は数個に付き・刑事上の最終的な有罪判決を複数回宣告された場合」とする。

①生命侵害、②人の身体的・精神的完全性に対する侵害、③人を危険に晒させる行為、④**無知と脆弱な状態に付け込む不法侵害**、⑤略取及び監禁、⑥売春斡旋、人間の尊厳に反する労働、⑦死体に対する侵害、差別、⑧人格に対する侵害、⑨未成年者及び家族に対する侵害、⑩盜取、⑪強要、⑫詐欺、⑬背信、⑭財産の法的状況の詐称、⑮不法な医師・歯科医・助産婦専門行為、⑯不法な薬剤処方、⑰虚偽広告、⑱詐欺、食物・医薬品についての虚偽並びに不法売買

なお、ドイツ団体禁止法制も参照(行政法研究 46 号の毛利透論文、参照)。

○制限能力者における「浪費者」の復活は、これまでの経緯からしても困難。むしろ、「状況に鑑みての」財産管理制度の可能性をさぐるべきではないか(→成年後見制度の見直し)。

以 上

とりまとめに向けた主要課題

- ・ 消費者契約法の見直し
- ・ 悪質献金被害救済および不当献金等防止法
- ・ 宗教法人法の見直し
- ・ 暴利行為論の新たな枠組み
- ・ 宗教二世の保護